



第86回

定時株主総会招集ご通知

① 日 時：2025年6月27日(金曜日)

午前10時(受付開始 午前9時)

Ⓜ 場 所：大阪市中心区今橋一丁目8番12号

当社3階会議室

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議 案

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 監査役2名選任の件

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

インターネット又は書面により、議決権を行使することができますので、積極的にご活用ください。また、スマートフォン等で議決権行使書用紙のQRコードを読み取るだけで、議決権行使ウェブサイトログインしていただけます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.iwaicosmo-hd.jp/>)に掲載いたしますので、適宜ご確認ください。

株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

目次

定時株主総会招集ご通知	2
議決権行使についてのご案内	3
株主総会参考書類	4

事業報告

1. 企業集団の現況に関する事項	9
2. 会社の株式に関する事項	15
3. 会社の新株予約権等に関する事項	15
4. 会社役員に関する事項	16
5. 会計監査人の状況	19
6. 剰余金の配当の決定に関する方針	20

連結計算書類

連結貸借対照表	21
連結損益計算書	22
連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本	23
監査役会の監査報告書謄本	25
株主総会会場ご案内図	裏表紙

株 主 各 位

大阪市中央区今橋一丁目8番12号

岩井コスモホールディングス株式会社

代表取締役会長CEO 沖 津 嘉 昭

第86回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第86回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しましては、株主総会参考書類等の内容である情報については電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイト「第86回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、お手数ながらいずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

■当社ウェブサイト <https://www.iwaicosmo-hd.jp/>

(上記のウェブサイトアクセスいただき、「株主・投資家の皆様へ」「株主の皆様へ」を順に選択いただき、ご確認ください。)

■東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「岩井コスモ」又は「コード」に当社証券コード「8707」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述のご案内に従って、2025年6月26日(木曜日)午後5時までに 議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月27日(金曜日) 午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 大阪市中央区今橋一丁目8番12号 当社3階会議室
3. 目的事項
 - 報告事項
 1. 第86期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第86期(自2024年4月1日 至2025年3月31日)計算書類報告の件
 - 決議事項
 - 第1号議案 取締役7名選任の件
 - 第2号議案 監査役2名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役2名選任の件
 - 第4号議案 取締役の報酬額改定の件

以 上

◎書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記事項を記載しておりません。

- ・事業報告「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」
- ・連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
- ・計算書類
- ・計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

なお、会計監査人が会計監査報告を、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には上記の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、計算書類が含まれております。

また、監査役及び監査役会が監査報告を作成するに際して監査した事業報告には上記の「会社の業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要」が含まれております。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合には、上記各ウェブサイトにおいてその旨、修正前及び修正後の内容を掲載させていただきます。

◎本株主総会終結後、上記当社ウェブサイトにも本株主総会の決議内容等を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

■株主総会にご出席いただける場合



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時 2025年6月27日(金曜日)午前10時 ※受付開始午前9時

■株主総会にご出席されない場合

書面による議決権行使



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに、当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日)午後5時到着分まで

「スマート行使®」による議決権行使



議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取り、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日)午後5時受付分まで

「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

「スマート行使®」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、QRコードを再度読み取っていただき、議決権行使ウェブサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。



②以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



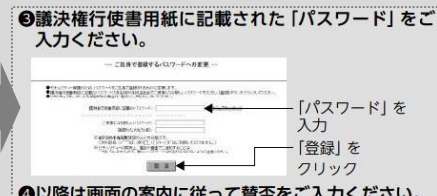
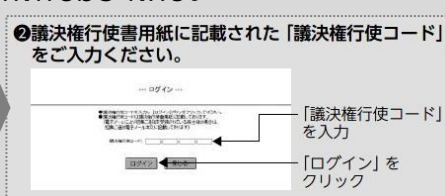
「インターネット」による議決権行使



パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

行使期限 2025年6月26日(木曜日)午後5時受付分まで

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



④以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から議決権行使を行っていただくことも可能です。

※インターネット(「スマート行使®」を含む。以下同じ)と書面により二重に行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※書面により行使された場合の議決権行使書において、各議案につき賛否のない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、スマート行使や議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

スマート行使® インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)(受付時間 午前9時～午後9時)

その他ご不明な点に関する
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行部
電話番号: 0120-782-031 (フリーダイヤル)(受付時間 土日休日を除く午前9時～午後5時)

※証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(6名)は、本総会の終結の時をもって、任期満了となります。つきましては、経営体制の強化のため1名を増員し取締役7名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の内容は、社外取締役を過半数の委員とする、取締役会の諮問機関である「指名・報酬委員会」の答申を受けたいので、取締役会において承認されたものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 おきつ よしあき 再任 沖津 嘉昭 (1941年1月23日生) 所有する当社の株式数 30,000株		略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1984 年 8 月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社)入社 当社取締役就任 1990 年 6 月 当社取締役就任 1991 年 6 月 当社常務取締役就任 1993 年 6 月 当社専務取締役就任 業務本部長兼東京本部長 1995 年 6 月 当社代表取締役社長就任 2010 年 4 月 岩井証券設立準備株式会社代表取締役社長就任 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社) 取締役会長就任 2012 年 5 月 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長就任 2016 年 11 月 当社代表取締役会長CEO就任(現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役会長CEO就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長CEO
候補者番号 2 ささかわ たかお 再任 笹川 貴生 (1972年11月23日生) 所有する当社の株式数 266,000株		略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 2004 年 11 月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社)入社 2006 年 6 月 当社取締役就任 業務本部長 2010 年 4 月 岩井証券設立準備株式会社取締役就任 コスモ証券株式会社(現岩井コスモ証券株式会社) 取締役就任 コスモエンタープライズ株式会社(現岩井コスモ ビジネスサービス株式会社)取締役就任 2012 年 5 月 岩井コスモ証券株式会社取締役 業務本部長 兼人事部長兼ディーリング担当 2013 年 6 月 同社専務取締役就任 総括兼業務本部長兼人事部長 2014 年 7 月 同社常務取締役就任 営業本部長 2015 年 1 月 同社専務取締役就任 総括 2016 年 11 月 当社代表取締役社長COO就任(現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社代表取締役社長COO就任 (現在に至る) 2017 年 1 月 岩井コスモビジネスサービス株式会社代表取締役 社長就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
候補者番号 3 まつうら やすひろ 再任 松浦 康弘 (1964年5月18日生) 所有する当社の株式数 600株		略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1988 年 4 月 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社)入社 2014 年 6 月 同社取締役就任近畿ブロック長 2014 年 7 月 同社営業本部副本部長 2015 年 1 月 同社営業本部長(現在に至る) 2016 年 6 月 同社常務取締役就任 2017 年 6 月 当社取締役就任(現在に至る) 2019 年 6 月 岩井コスモ証券株式会社専務取締役就任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 専務取締役

候補者番号 4 新任	菅の きんや 菅野 欣也 (1963年12月22日生)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1987 年 4 月 コスモ証券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社)入社 2017 年 6 月 同社取締役就任 東京駐在、商品本部長、システム・投資調査・管理統括担当 岩井コスモビジネスサービス株式会社取締役就任 (現在に至る) 2019 年 7 月 岩井コスモ証券株式会社取締役東京駐在、商品本部長、 システム・事務企画・投資調査・管理統括担当 2021 年 7 月 同社常務取締役就任(現在に至る) 2024 年 7 月 同社東京本部長、商品統括部長(現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 常務取締役 岩井コスモビジネスサービス株式会社 取締役
所有する当社の株式数	600株	
取締役候補者とした理由 菅野欣也氏は、営業部門及び商品部門を長年担当し、豊富な経験を有しております。これらのことから、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 5 再任 社外 独立	さらや ゆうすけ 更家 悠介 (1951年5月30日生) さらや しろう 本名:更家 史朗	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1976 年 1 月 サラヤ株式会社入社 取締役工場長就任 1998 年 2 月 同社代表取締役社長就任(現在に至る) 1998 年 2 月 東京サラヤ株式会社代表取締役社長就任 2012 年 2 月 同社代表取締役会長就任(現在に至る) 2015 年 6 月 当社社外取締役就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長
所有する当社の株式数	一株	
社外取締役在任期間	10年	
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 更家悠介氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、2015年から社外取締役として経営を適切に監督されております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 6 再任 社外 独立 (女性)	いがき たかこ 井垣 貴子 (1946年10月4日生)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1991 年 3 月 株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長就任(現在に至る) 2011 年 11 月 株式会社HRJ 代表取締役社長就任(現在に至る) 2021 年 6 月 当社社外取締役就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長 株式会社HRJ 代表取締役社長
所有する当社の株式数	一株	
社外取締役在任期間	4年	
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 井垣貴子氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しておられます。また、2021年から社外取締役として経営を適切に監督されております。これらのことから、中立的・客観的な視点からの有益な監督及び助言を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 7 再任 社外 独立 (女性)	たけち じゅんこ 武智 順子 (1971年12月28日生)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況 1999 年 4 月 弁護士登録(大阪弁護士会) 御堂筋法律事務所(現弁護士法人御堂筋法律 事務所)入所 2006 年 1 月 同所パートナー就任(現在に至る) 2014 年 6 月 フルサト工業株式会社 社外取締役就任 2021 年 10 月 フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役就任(現在に至る) 2023 年 6 月 当社社外取締役就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役
所有する当社の株式数	一株	
社外取締役在任期間	2年	
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割 武智順子氏は、社外取締役となること以外の方法で直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門知識と豊富な経験を有しておられます。また、2023年から社外取締役として経営を適切に監督されております。これらのことから、法律面からの助言等を期待し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

(注)
1.当社は、取締役の指名・報酬等に係る手続きの公正性、客観性及び透明性を確保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役を過半数の委員とする「指名・報酬委員会」を設置し、コーポレートガバナンスの充実を図っております。

- 2.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 3.更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏は、社外取締役候補者であります。更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており、原案どおり3氏が選任された場合は、更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏を引き続き独立役員とする予定であります。
- 4.当社は、更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。本総会において更家悠介氏、井垣貴子氏及び武智順子氏の選任が承認された場合は、3氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- 5.当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。取締役候補者7名は当該契約の被保険者に含まれることとなります。
- 6.笹川貴生氏の所有株式266,000株は同氏の資産管理会社が保有している株式であります。

第2号議案 監査役2名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役 竹内俊晴氏が任期満了となり、社外監査役 森本宏氏が辞任されますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1 たけうち としはる 竹内 俊晴 (1967年1月13日生) 再任 所有する当社の株式数 3,700株		略歴、地位及び重要な兼職の状況 1990 年 4 月 岩井証券株式会社 (現岩井コスモホールディングス株式会社)入社 2015 年 4 月 岩井コスモ証券株式会社名古屋支店長 2016 年 7 月 同社和歌山支店長 2017 年 10 月 同社岸和田支店長 2019 年 7 月 同社営業本部近畿第二ブロック長 2021 年 6 月 当社監査役就任(現在に至る) 岩井コスモ証券株式会社監査役就任(現在に至る) 岩井コスモビジネスサービス株式会社監査役就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 監査役 岩井コスモビジネスサービス株式会社 監査役
監査役候補者とした理由 竹内俊晴氏は、入社以来営業部門業務に従事し、本部機構では複数部門の運営・管理に関する豊富な経験を有していることから、引き続き常勤の監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 2 たての じゅんどう 立野 純三 (1947年3月8日生) 新任 社外 独立 所有する当社の株式数 一株		略歴、地位及び重要な兼職の状況 1970 年 4 月 株式会社青木建設(現青木あすなろ建設株式会社)入社 1973 年 4 月 株式会社ユニオン入社 1973 年 7 月 同社取締役就任 1988 年 8 月 同社代表取締役副社長就任 1990 年 3 月 同社代表取締役社長就任(現在に至る) 2017 年 11 月 大阪商工会議所副会頭就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 株式会社ユニオン 代表取締役社長 大阪商工会議所 副会頭
社外監査役候補者とした理由 立野純三氏は、長年経営に携わり、豊富な経験と幅広い見識を有しておられることから、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注)
- 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2.立野純三氏は、社外監査役候補者であります。立野純三氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たしており原案どおり同氏が選任された場合は、立野純三氏を新たに独立役員とする予定であります。
 - 3.当社は、社外監査役との間で、定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に規定する額であります。本総会において立野純三氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を締結する予定であります。
 - 4.当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。監査役候補者2名は当該契約の被保険者に含まれることとなります。

〈ご参考〉取締役及び監査役のスキルマトリックス

第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認された場合の取締役及び監査役のスキルマトリックスは次のとおりです。

氏 名	当社における地位	属 性	経営全般	証券業務	法 務	財務会計
沖 津 嘉 昭	代表取締役会長CEO		●	●		
笹 川 貴 生	代表取締役社長COO		●	●		
松 浦 康 弘	取締役			●		
菅 野 欣 也	取締役			●		
更 家 悠 介	取締役	【社外】【独立】	●			
井 垣 貴 子	取締役	【社外】【独立】(女性)	●			
武 智 順 子	取締役	【社外】【独立】(女性)			●	
竹 内 俊 晴	常勤監査役			●		
桑 木 小 恵 子	監査役	【社外】【独立】(女性)				●
立 野 純 三	監査役	【社外】【独立】	●			

第3号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。補欠監査役2名の候補者は、三谷善啓氏は第2号議案のご承認を条件として監査役に選任されます、竹内俊晴氏の補欠であります。また、岡野紘司氏は社外監査役 桑木小恵子氏又は第2号議案のご承認を条件として社外監査役に選任されます、立野純三氏の補欠であります。

なお、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	みたに よしひろ 三谷 善啓 (1960年6月18日生)	略歴、地位及び重要な兼職の状況 1979 年 4 月 大阪屋證券株式会社 (現岩井コスモ証券株式会社)入社 2004 年 6 月 同社経理部長 2012 年 5 月 同社財務部副部長 2017 年 6 月 当社監査役就任 岩井コスモ証券株式会社監査役就任 岩井コスモビジネスサービス株式会社監査役就任 2021 年 6 月 岩井コスモ証券株式会社財務部長(現在に至る) (重要な兼職の状況) 岩井コスモ証券株式会社 財務部長
補欠監査役候補者とした理由 三谷善啓氏は、入社以来営業管理及び財務・会計関連業務に従事し、財務・会計等会社の管理に関する経験・知見を有しており、監査役を1期(4年)務めた実績もあることから、補欠の監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号 2	おかの こうじ 岡野 紘司 (1978年10月13日生)	略歴、地位及び重要な兼職の状況 2008 年 12 月 弁護士登録(大阪弁護士会) 2009 年 1 月 弁護士法人御堂筋法律事務所入所 2017 年 1 月 同所パートナー就任(現在に至る) 2023 年 6 月 永大産業株式会社社外取締役就任(現在に至る) (重要な兼職の状況) 弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー 永大産業株式会社 社外取締役
補欠の社外監査役候補者とした理由 岡野紘司氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として専門知識と豊富な経験を有しております。これらのことから、法律面からの助言等を期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。		

(注)

- 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2.岡野紘司氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
- 3.岡野紘司氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の規定に基づく独立役員として届け出る予定であります。
- 4.岡野紘司氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に規定する金額に限定する契約を締結する予定であります。
- 5.当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としております。三谷善啓氏及び岡野紘司氏が監査役に就任した場合、両氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第4号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2010年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額2億70百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)とご承認いただき、長年の経過を経て今日に至っております。

当社は、経済・社会情勢が大きく変わったことに加え、昨今、企業におけるコーポレートガバナンスの強化がより一層求められる環境の中で、取締役の役割や責務が増大していることを考慮いたしまして、指名・報酬委員会及び取締役会において検討いたしました結果、取締役の報酬額を年額4億円以内(うち社外取締役分は年額30百万円以内)に改定させていただきたいと存じます。

上記内容は、当社の「役員報酬等の内容の決定に関する方針等」にも沿う内容であることに鑑み、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、当社の指名・報酬委員会から、本議案の内容は相当であるとの答申を得ております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといいたしたいと存じます。また、現在の取締役は6名(うち社外取締役3名)であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は7名(うち社外取締役3名)となります。

以 上

事業報告(自2024年4月1日 至2025年3月31日)

1.企業集団の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年4月1日～2025年3月31日)におけるわが国経済は、企業業績や雇用・所得環境の改善を背景に、設備投資や個人消費に持ち直しの動きが見られるなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外においては、米国の政策金利、政策動向の不透明感や中国経済の先行き懸念に加え、長期化するロシア・ウクライナ及び中東情勢などの地政学リスクを抱え、先行き不透明な状況が続きました。

こうした経済環境のもと、国内株式市場は、中東情勢の緊迫化を背景に期初より下落基調で推移しましたが、4月後半には、国内企業の良好な決算内容や積極的な株主還元姿勢が好感され、株価は上昇に転じました。その後、米国における利下げ期待の高まりを背景に一段高となり、7月11日の日経平均株価(終値)は史上最高値を更新しました。8月には、米国の景気悪化懸念や急速な円高進行が嫌気され、日経平均株価(終値)は1日の下げ幅として過去最大を記録したのち、急反発するなどボラティリティの高い相場展開となりました。10月に入ると、米国の利下げ観測後退による円安ドル高を背景に上昇しました。その後、日経平均株価(終値)は、概ね38,000円から40,000円のボックス圏で推移しましたが、2月に入り、米国の保護主義的な関税政策を巡る警戒感から株価は軟調に推移し、3月末の終値は前期末を11.8%下回る35,617円56銭で取引を終了しました。

一方、米国株式市場は、利下げ観測後退による長期金利の上昇を背景として、期初より軟調に推移しましたが、7月に入ると、CPI(消費者物価指数)が市場予想を下回り、早期の利下げ期待が高まったことから、ダウ工業株30種平均は約2ヶ月ぶりに40,000ドルを回復しました。9月には、雇用統計が市場予想を下回り、景気減速懸念から株価は下落する局面もありましたが、11月に入ると、大統領選挙で共和党のトランプ前大統領が勝利したことから、次期政権による政策への期待感を背景に上昇しました。12月には、FRB(米国連邦準備制度理事会)が2025年の利下げに対する慎重姿勢を示したことから景気減速への警戒感が強まり、ダウ工業株30種平均(終値)は10日続落を記録するなど、弱含みの相場展開となりましたが、1月に入り、CPIが概ね市場予想並みの数値となり、インフレ懸念の後退を好感して株価は再び上昇しました。その後、2月にはトランプ大統領による関税引き上げへの警戒感から相場は軟調な地合いに転換し、3月末のダウ工業株30種平均は42,001ドル76セント(前期末比5.5%上昇)で取引を終了しました。

(当社グループの業績)

当社グループの中核事業を担う証券営業部門は、お客様への定期的なフォローアップに加え、より効果的な営業活動を実践できるよう、Webセミナーの開催やYouTubeによる市況解説動画の配信などITを駆使した金融サービスの提供に注力しました。この様な取り組みに加え、対面取引・コールセンター取引では、業績や高配当が期待できる企業情報の提供に注力するなど、日本株及び米国株の営業強化に努めました。投資信託の営業活動においては、成長・配当・割安に注目し持続的成長が期待できる優良企業に投資する投資信託や、今後も成長が期待される半導体関連ファンドの販売に継続的に取り組みました。また、社会に劇的な変化をもたらすイノベーションのリーダー企業へ投資する高成長株投信の取り扱いを開始するなど、商品の拡充を図るとともに投資信託残高の増加に努めました。

一方、インターネット取引では、お客様の資産形成をサポートすべく、2024年4月よりNISA口座における日本株・米国株の売買手数料を無料とする新たなサービスの提供を開始しました。

また、更なる企業知名度とサービス認知度の向上を目的としたテレビCM制作に取り組み、お客様の資産形成をサポートするアナリストの投資情報の活用を訴求した「対面取引篇」と、テレビや雑誌で話題のシニアデイトレーダーにご出演いただき、ネット取引システム(コスモ・ネットレ)の利便性やシニア世代へのサポートの強化を目的とした「ネット取引篇」の放映を開始しました。

このように、顧客サービスの向上と収益拡大に向けた施策に注力した結果、当社グループの営業収益は257億50百万円(対前期比7.1%増加)、純営業収益は255億17百万円(同7.3%増加)となりました。また、販売費・一般管理費は、業績に連動する賞与に加え、給与水準の引き上げ(ベースアップ、定期昇給)に伴う人件費の増加を主因として168億68百万円(同4.3%増加)となり、経常利益は91億50百万円(同14.3%増加)、親会社株主に帰属する当期純利益は67億25百万円(同21.1%増加)となりました。なお、営業収益、純営業収益、営業利益、経常利益は過去最高、親会社株主に帰属する当期純利益は過去2番目に高い計上額となりました。

主な収益と費用の概況は、以下のとおりであります。

(受入手数料)

受入手数料は97億11百万円(対前期比10.2%減少)となりました。内訳は以下のとおりであります。

①委託手数料

委託手数料は、株券委託手数料が前期比27.4%減少の52億30百万円、受益証券委託手数料が同16.2%増加の1億56百万円となり、委託手数料全体では同26.5%減少の53億90百万円となりました。

②引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料

引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料は、株券の手数料が41百万円(対前期比6.5%減少)、債券の手数料は2億39百万円(同282.9%増加)となり、同手数料全体では2億81百万円(同162.4%増加)となりました。

③募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料

募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料は、投資信託の販売手数料を中心に10億35百万円(対前期比31.4%増加)となりました。

④その他の受入手数料

その他の受入手数料は、投資信託の信託報酬を中心に30億4百万円(対前期比16.5%増加)となりました。

(トレーディング損益)

株券等トレーディング損益は132億72百万円の利益(対前期比26.9%増加)となりました。一方、債券等トレーディング損益は1億72百万円の利益(同30.1%減少)となり、その他のトレーディング損益11百万円の損失(前期は70百万円の損失)を含めたトレーディング損益の合計は134億33百万円の利益(対前期比26.3%増加)となりました。

(金融収支)

金融収益は、信用取引収益を中心に26億5百万円(対前期比0.4%増加)となりました。一方、金融費用は2億32百万円(同10.2%減少)となり、差し引き金融収支は23億73百万円(同1.6%増加)となりました。

(販売費・一般管理費)

販売費・一般管理費は、業績に連動する賞与に加え、給与水準の引き上げ(ベースアップ、定期昇給)に伴う人件費の増加を主因として168億68百万円(対前期比4.3%増加)となりました。

(営業外損益)

営業外損益は、受取配当金を中心に5億1百万円の利益(対前期比24.4%増加)となりました。

(特別損益)

特別損益は、投資有価証券売却益の計上により5百万円の利益(前期は55百万円の損失)となりました。

(2)設備投資の状況

当連結会計年度に行った重要な設備投資は、該当事項がありません。

(3)資金調達の状況

当連結会計年度に行った重要な資金調達は、該当事項がありません。

(4)重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5)対処すべき課題

近年、米国をはじめとした世界の金融市場は、トランプ大統領の掲げる政策動向に加え、中東やロシア・ウクライナ情勢などに代表される紛争の長期化など予測不可能なリスクの増大によって、投資環境がますます複雑化しており、プロの投資アドバイザーである証券会社の営業員が果たすべき役割は、一層重要性を増しております。このような状況のもと、お客様の満足度向上を目的とする「顧客本位の業務運営」(フィデューシャリー・デューティー)に基づき、お客様それぞれの資産運用ニーズに合った金融サービスを提供することが、当社グループの企業価値向上に資するものと確信しておりますが、更なる当社グループの発展に向けて、以下の項目を対処すべき課題と認識しております。

①DX推進によるお客様の満足度向上及び業務効率化の推進

近年、生成AIをはじめとするIT技術の進展は目覚ましく、急速なスピードで事業環境の変化が進んでおります。このような状況のもと、当社グループでは、新しいIT技術を活用し「進化した対面営業」を推進することで、お客様の利便性及び満足度の向上に努めるとともに、グループウェアの見直しなど社内インフラの高度化を図り、業務の見直しと改善を行い、生産性向上や業務効率化を推進して参ります。

また、DXを推進するうえでの課題である「人材不足」や「知識不足」を補うべく、子会社の岩井コスモ証券では、2024年1月にDX推進部を新設しました。当該部署が中心となり、各部門が自発的に業務のDX化に取り組むことができるようサポートを行うことで社員のITリテラシー向上を図るとともに、DX人材を育成し全社的なDXの推進を更に加速させ、企業の持続可能な成長を支える強固な事業基盤を構築して参ります。

②人的資本投資の拡大及び人材育成

当社グループの中核事業である証券営業部門における最も重要な経営資源・財産は“人”であり、“人財”に対する重要性を認識するとともに、人材の育成及び優秀な人材の確保に努めております。

このような考えのもと、昨今の世界的な物価上昇に対する社員の生活支援と優秀な人材の確保及び定着を目的として、継続的に実施している賃上げ(昇給・昇格など)に加え、2025年度においても4年連続となるベースアップの実施を予定しております。

また、今後、当社グループが持続的に発展していくためには、将来を担う若手社員の育成や豊富な経験・知見を持ったシニア社員の活躍が必要不可欠であると認識しております。

当社グループでは、各人の職階に応じた階層別研修に加え、社員にリスキリングの機会を提供し、業務に有益な資格取得を後押しするとともに、健康で元氣なシニア社員が未永く安心して活躍できる職場環境や人事制度の構築など様々な施策を講じて参ります。このような取り組みにより、自ら考え業務を遂行できる自律型人材や事業環境の変化に柔軟に対応でき、リーダーシップを発揮できる人材の育成を強化し、企業内部の拡充を図って参ります。

③コンプライアンスの徹底

信用を第一とする金融機関の企業活動には高い倫理観が求められており、コンプライアンス上の問題は経営基盤に重大な影響を及ぼすものと考えております。役職員に対しては、定期的な研修を実施するとともに、取引内容等に応じて、適宜、コンプライアンス担当者が営業員を指導・教育し、コンプライアンスの意識の醸成と定着に努めております。また、お客様と営業員との通話内容について、AIを活用し、より精緻にモニタリングを行うなど、コンプライアンス体制の充実とリスク管理体制の強化を図っております。更に、通話記録の解析データを資質向上のための教育・研修にも活用するなど、顧客本位の倫理観を持った社員の育成に努めて参ります。

④サステナビリティへの継続的な取り組み

中長期的な企業価値の向上のためにはサステナビリティに関する取り組みを推進することが重要であると認識しており、環境問題の解決に貢献すべく役職員一丸となって取り組みを推進しております。このほか、芸術や文化活動の支援に加え、地域経済の活性化及び発展にも積極的に取り組んでおります。今後も、様々な社会課題を解決するための取り組みを推進して参ります。

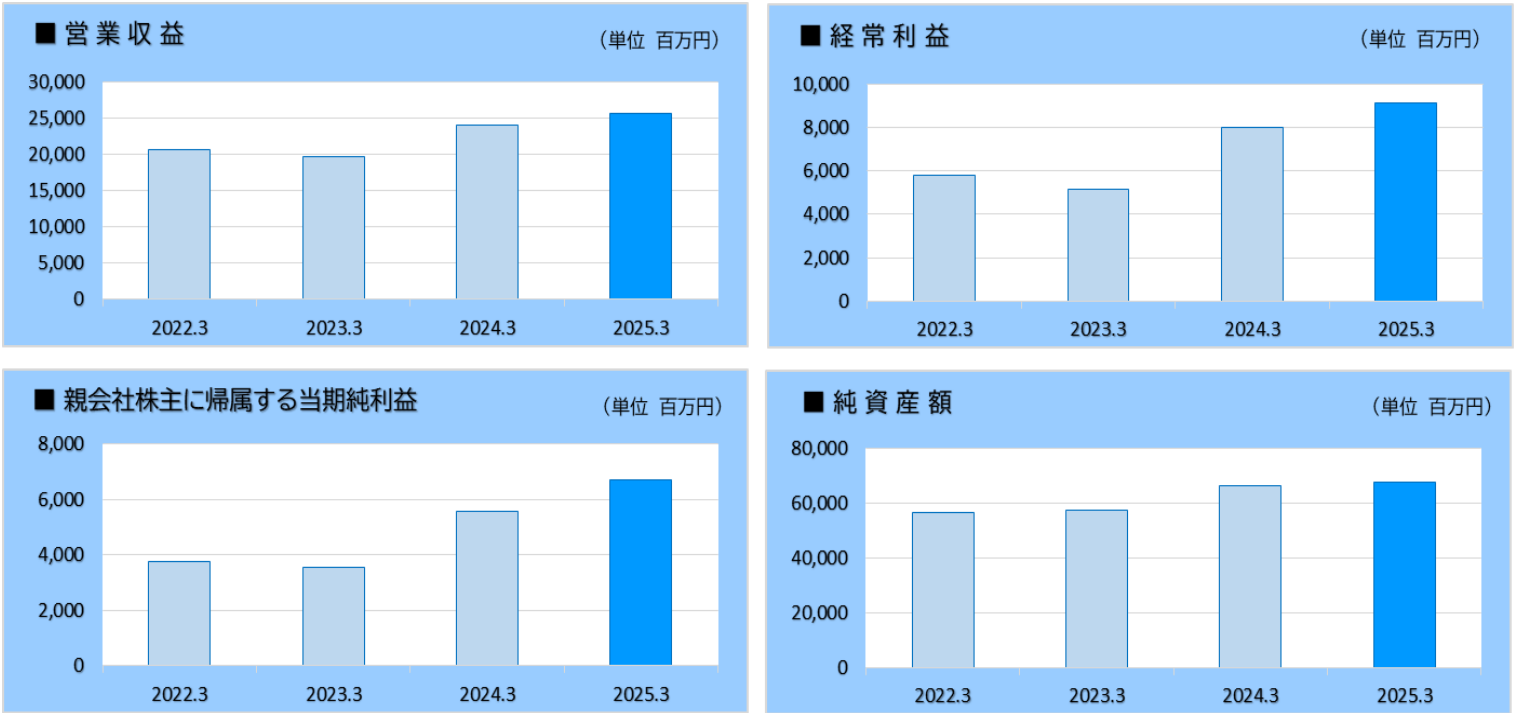
以上、2025年4月に公表致しました2026年3月期を起点とする新たな中期経営計画(2026年3月期～2028年3月期)におきましては、これらの課題を念頭に策定しております。

当社グループは、引き続き、コンプライアンスの徹底を経営の基本とし、収益力の向上及び財務体質の強化を図り、株主還元を含めた当該計画の達成に全力で取り組み、株主の皆様にご満足頂けるよう、役職員一同、持続的な企業価値の向上を目指して参ります。

(6)財産及び損益の状況の推移

区 分	第83期 2022年3月期	第84期 2023年3月期	第85期 2024年3月期	第86期 (当連結会計年度) 2025年3月期
営業収益 (百万円)	20,708	19,691	24,040	25,750
(うち受入手数料) (百万円)	(9,355)	(12,123)	(10,809)	(9,711)
純営業収益 (百万円)	20,512	19,428	23,781	25,517
経常利益 (百万円)	5,799	5,165	8,003	9,150
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,756	3,564	5,554	6,725
1株当たり当期純利益 (円)	159.93	151.73	236.49	286.34
純資産額 (百万円)	56,496	57,557	66,344	67,701
総資産額 (百万円)	182,476	183,509	208,114	185,451
1株当たり純資産額 (円)	2,405.25	2,450.40	2,824.53	2,882.29

(注)
1.1株当たり当期純利益は、期中平均株式数で計算しております。
2.1株当たり純資産額は、期末発行済株式数で計算しております。



(7)重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
岩井コスモ証券株式会社	13,500	100	金融商品取引業
岩井コスモビジネスサービス株式会社	60	100	証券事務代行業務他

②当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
岩井コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目8番12号	29,488百万円	43,217百万円

(8)主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社2社にて構成されており、主として、金融商品取引業を中心とした事業活動を営んでおります。

具体的な事業としては、有価証券の売買等及び売買等の委託の媒介、有価証券の引受け及び売出し等の金融商品取引業及び金融商品取引業に関連又は付随する事業、その他関連ビジネスを行い、お客様に対して幅広いサービスを提供しております。

(9)主要な営業所（2025年3月31日現在）

①当社の主要な営業所

本 社 大阪市中央区今橋一丁目8番12号
東京事務所 （東京都）

②子会社の主要な営業所

会社名	店舗数	摘 要
岩井コスモ証券株式会社	28	大阪府、東京都他
岩井コスモビジネスサービス株式会社	1	大阪府

(10)従業員の状況（2025年3月31日現在）

当企業集団の従業員数	前期末比増減
825名	25名増

(注)

従業員数は、就業人員であります。

なお、執行役員1名、歩合外務員4名及び臨時従業員等11名は含めておりません。

(11)主要な借入先（2025年3月31日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株 式 会 社 り そ な 銀 行	2,000
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	300
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	300

(注)

借入金残高は、すべて短期借入金であります。

(12)その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

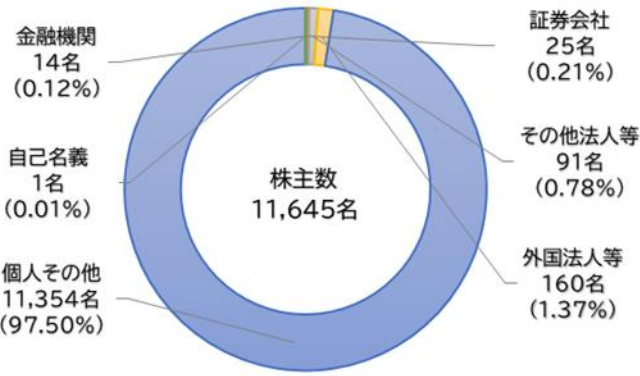
2.会社の株式に関する事項（2025年3月31日現在）

- (1)発行可能株式総数100,000,000株
- (2)発行済株式の総数25,012,800株（自己株式1,523,944株を含む）
- (3)株主数11,645名
- (4)大株主(上位10名)

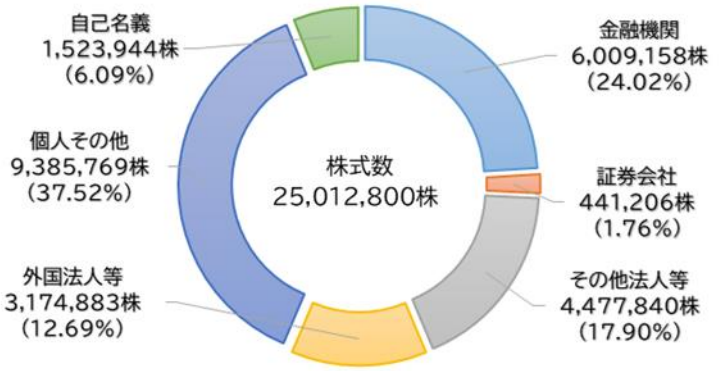
株主名	持株数(千株)	持株比率(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	3,530	15.03
株式会社りそな銀行	1,008	4.29
トーターエンジニアリング株式会社	1,000	4.26
日本理化工業株式会社	1,000	4.26
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	766	3.26
石橋栄二	750	3.19
株式会社LIVNEX	650	2.77
吉本興業ホールディングス株式会社	440	1.87
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	426	1.82
株式会社ヤマト	410	1.75

(注)
1.当社は自己株式を1,523,944株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2.持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3.持株比率は自己株式を控除して計算しており、小数点第3位以下を四捨五入しております。

■所有者別分布状況



■所有株式数分布状況



(注)
上記の数値は四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

3.会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4.会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等（2025年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	沖 津 嘉 昭	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長CEO
代表取締役社長COO	笹 川 貴 生	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役社長COO 岩井コスモビジネスサービス株式会社 代表取締役社長
取締役	松 浦 康 弘	岩井コスモ証券株式会社 専務取締役営業本部長
取締役（社外）	更 家 悠 介	サラヤ株式会社 代表取締役社長 東京サラヤ株式会社 代表取締役会長
取締役（社外）	井 垣 貴 子	株式会社健康都市デザイン研究所 代表取締役社長 株式会社HRJ 代表取締役社長
取締役（社外）	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所 パートナー フルサト・マルカホールディングス株式会社 社外取締役
常勤監査役	竹 内 俊 晴	岩井コスモ証券株式会社 監査役 岩井コスモビジネスサービス株式会社 監査役
監査役（社外）	桑 木 小 恵 子	辻・本郷税理士法人 代表社員 理事長
監査役（社外）	森 本 宏	弁護士法人北浜法律事務所代表社員・北浜法律事務所グループCEO

(注)

- 1.各社外取締役及び各社外監査役は、株式会社東京証券取引所の定めに基づき届け出た独立役員であります。
2.監査役 桑木小恵子氏は、税理士として税務及び会計分野において豊富な経験と知見を有しております。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各社外監査役との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定される額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役及び監査役の全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等に関する損害を填補の対象としています。

ただし、被保険者の故意による法令違反行為に起因して生じた損害等は填補の対象としないこととしております。

(4)取締役及び監査役の報酬等

①当事業年度に係る報酬等の総額

区分	員数	基本報酬額
取締役（うち社外取締役）	6名（3名）	22百万円（19百万円）
監査役（うち社外監査役）	3名（2名）	14百万円（12百万円）
合計（うち社外役員）	9名（5名）	37百万円（32百万円）

(注)

1. 取締役の報酬限度額は、2010年6月29日開催の第71回定時株主総会において、年額2億70百万円以内（うち社外取締役分は年額20百万円以内）と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役1名）であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第67回定時株主総会において、年額36百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち社外監査役2名）であります。

②役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月19日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を次のとおり決議しております。

a. 基本方針

当社は、取締役の報酬額の決定について、当社グループの企業価値の向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、また、個々の取締役の報酬は職責及び子会社から受領する報酬額を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

b. 個人別の報酬額の決定に関する方針

取締役会は、指名・報酬委員会に対して、取締役の個人別の報酬額について諮問しております。指名・報酬委員会は、各取締役の報酬(子会社の取締役を兼務する取締役については子会社での報酬を含む)について、役職位に応じた固定部分(定期同額報酬)と、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益及びROE等の業績に応じた変動部分(役員賞与)からなる取締役報酬案(当社からの報酬は月例の固定報酬のみとする)を決定し、取締役会に答申しております。

取締役会は、その答申に基づき協議のうえ、取締役の個人別報酬額を決定しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

監査役の報酬額につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、各監査役の職務執行の対価として適正な水準の報酬を支給することを基本方針とし、監査役の協議により決定しております。

〈ご参考〉当社グループ全体の取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の種類別の総額		報酬等の額
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	10名 (5名)	256百万円 (32百万円)	52百万円 (－)	309百万円 (32百万円)
監査役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	42百万円 (25百万円)	2百万円 (－)	45百万円 (25百万円)
合計 (うち社外役員)	15名 (9名)	299百万円 (58百万円)	55百万円 (－)	355百万円 (58百万円)

(注)

賞与は、当期の役員賞与としての支給予定額です。

(5) 社外役員に関する事項（2025年3月31日現在）

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区 分	氏 名	兼 職 先	当該兼職先との関係
取締役	更 家 悠 介	サラヤ株式会社 東京サラヤ株式会社	当社とサラヤ株式会社及び東京サラヤ株式会社との間には重要な関係はありません。
取締役	井 垣 貴 子	株式会社健康都市デザイン研究所 株式会社HRJ	当社と株式会社健康都市デザイン研究所及び株式会社HRJとの間には重要な関係はありません。
取締役	武 智 順 子	弁護士法人御堂筋法律事務所 フルサト・マルカホールディングス株式会社	当社と弁護士法人御堂筋法律事務所及びフルサト・マルカホールディングス株式会社との間には重要な関係はありません。
監査役	桑 木 小 恵 子	辻・本郷税理士法人	当社と辻・本郷税理士法人との間には重要な関係はありません。
監査役	森 本 宏	弁護士法人北浜法律事務所	当社と弁護士法人北浜法律事務所との間には重要な関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
取締役 更 家 悠 介	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席致しました。 会社経営者としての豊富な経験・見地から、当社の経営全般にわたる発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
取締役 井 垣 貴 子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席致しました。 会社経営者としての豊富な経験・見地から、当社の経営全般にわたる発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
取締役 武 智 順 子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席致しました。 弁護士としての専門的見地、他の会社の社外役員としての幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。 また、指名・報酬委員会において、取締役候補者の選定や取締役報酬案の検討等に関して客観的な立場から発言を行うなど、重要な職責を果たしました。
監査役 桑 木 小 恵 子	当事業年度に開催された取締役会11回全てに出席し、監査役会12回全てに出席致しました。税理士としての専門的見地、他の法人の理事長としての知識・経験に基づく発言を適宜行いました。
監査役 森 本 宏	当事業年度に開催された取締役会11回のうち10回に出席し、監査役会12回全てに出席致しました。 弁護士としての専門的見地、他の法人の代表としての幅広い知見に基づく発言を適宜行いました。

(注)

当事業年度における取締役会の開催回数は11回、監査役会の開催回数は12回であります。

(6) 社外役員の報酬等の総額等

前記(4)①の合計(支給額、員数)の内訳としての社外役員の報酬等の総額等

区分	員数	報酬の額	子会社からの役員報酬等の総額 (社外役員であった期間に受けたものに限る)
社外取締役	3名	19百万円	—
社外監査役	2名	12百万円	—

(注)

当社には親会社に該当する会社はありません。

5.会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

PwC Japan有限責任監査法人

(2)責任限定契約の内容の概要

当社はPwC Japan有限責任監査法人との間で責任限定契約を結んでおりません。

(3)当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	16百万円
------------------------	-------

当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	44百万円
---------------------------------------	-------

(注)

1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2.監査役会は、関係部署及び会計監査人により資料を入手し、かつ報告を受け、監査計画の概要、監査時間等を勘案し、報酬見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4)非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5)会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨とその理由を報告することといたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(6)会計監査人が現に受けている業務停止処分

該当事項はありません。

(7)当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はありません。

6.剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的な配当の継続を重視したうえで、業績に応じた利益の還元を基本方針としております。この方針に基づき、2023年3月期を起点とする第5次中期経営計画の期間中(2023年3月期～2025年3月期)は、安定的な配当の継続として、1株当たりの年間配当金40円を下限に設定するとともに、業績に応じた利益還元として、連結ベースの総還元性向を50%以上とすることとし、株主の皆様への利益還元の強化に努めております。

【当事業年度の剰余金の配当について】

当事業年度の期末配当金につきましては、1株当たり125円とさせていただきました。すでに実施済みの中間配当金1株当たり20円とあわせまして、年間配当金は1株当たり145円で、前期の年間配当額120円から25円増額となり過去最高を更新いたしました。

ご参考

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと認識し、安定的な配当の継続を重視したうえで、業績に応じた利益の還元を基本方針としております。この方針に基づき、2026年3月期を起点とする第6次中期経営計画期間中(2026年3月期～2028年3月期)の1株当たりの年間配当金は、連結ベースの総還元性向50%以上かDOE(純資産配当率)3%程度のいずれか高い方を採用し、株主の皆様への利益還元の強化を図ってまいります。なお、中間配当はDOE2%程度、期末配当はDOE1%程度と業績連動配当を実施いたします。

(注)

本事業報告中の記載金額については、表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

連結計算書類

連結貸借対照表（2025年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	168,237	流動負債	111,718
現金・預金	8,254	トレーディング商品	230
預託金	94,935	商品有価証券等	230
顧客分別金信託	89,500	デリバティブ取引	0
その他の預託金	5,435	信用取引負債	15,112
トレーディング商品	1,985	信用取引借入金	9,558
商品有価証券等	1,979	信用取引貸証券受入金	5,553
デリバティブ取引	5	有価証券担保借入金	3,396
約定見返勘定	699	有価証券貸借取引受入金	3,396
信用取引資産	52,284	預り金	45,951
信用取引貸付金	50,927	顧客からの預り金	39,624
信用取引借証券担保金	1,356	その他の預り金	6,326
有価証券担保貸付金	274	受入保証金	37,688
借入有価証券担保金	274	短期借入金	3,500
立替金	387	1年内償還予定の社債	2,000
短期差入保証金	7,707	未払法人税等	1,302
未収収益	1,260	賞与引当金	1,458
その他の流動資産	456	その他の流動負債	1,078
貸倒引当金	△8		
固定資産	17,214	固定負債	5,495
有形固定資産	1,872	社債	2,000
建物	287	繰延税金負債	3,064
器具備品	1,032	資産除去債務	279
土地	541	その他の固定負債	152
その他	10		
無形固定資産	125	特別法上の準備金	535
ソフトウェア	125	金融商品取引責任準備金	535
その他	0		
投資その他の資産	15,216	負債合計	117,750
投資有価証券	13,871	（純資産の部）	
長期差入保証金	714	株主資本	60,340
繰延税金資産	541	資本金	10,004
その他	215	資本剰余金	4,890
貸倒引当金	△127	利益剰余金	47,149
		自己株式	△1,702
		その他の包括利益累計額	7,360
		その他有価証券評価差額金	7,360
		純資産合計	67,701
資産合計	185,451	負債・純資産合計	185,451

（注）
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位:百万円)		
科 目	金 額	
営業収益		25,750
受入手数料	9,711	
委託手数料	5,390	
引受け・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の手数料	281	
募集・売出し・特定投資家向け売付け勧誘等の取扱手数料	1,035	
その他の受入手数料	3,004	
トレーディング損益	13,433	
金融収益	2,605	
金融費用		232
純営業収益		25,517
販売費・一般管理費		16,868
取引関係費	2,127	
人件費	9,101	
不動産関係費	1,459	
事務費	2,762	
減価償却費	705	
租税公課	426	
貸倒引当金繰入額	3	
その他	283	
営業利益		8,648
営業外収益		548
営業外費用		47
経常利益		9,150
特別利益		5
投資有価証券売却益	5	
特別損失		0
金融商品取引責任準備金繰入れ	0	
税金等調整前当期純利益		9,155
法人税、住民税及び事業税	2,498	
法人税等調整額	△68	2,429
当期純利益		6,725
親会社株主に帰属する当期純利益		6,725

(注)
記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年5月19日

岩井コスモホールディングス株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
京都事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 若山 聡満

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 橋本 民子

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩井コスモホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩井コスモホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第86期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwC Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月21日

岩井コスモホールディングス株式会社 監査役会
常勤監査役 竹内 俊 晴 ㊞
監査役 桑木 小恵子 ㊞
監査役 森本 宏 ㊞

(注) 監査役桑木小恵子及び監査役森本宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

Blank lined area for notes.

株主総会会場 ご案内図



株主総会ご出席者へのお土産はご用意しておりません。
何卒ご理解賜りますよう宜しくお願い申し上げます。